

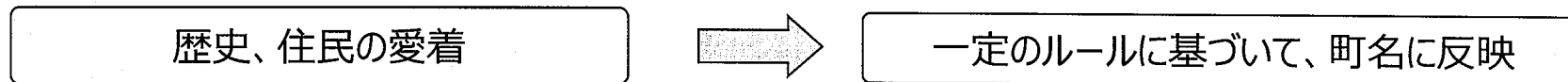
4 町名の考え方

■ 町名の取扱い

地域の歴史などを考慮し、特別区の設置の日までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めることとする

■ 基本方針

現在の行政区の名称は、地域の歴史などを踏まえ、長年使用されてきたものであり、住民にとって愛着があることから、その取扱いには十分に配慮する



■ 取扱いルール（案）

新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間、現在の行政区名を挿入（原則）

	市区名	行政区名	町名	街区符号	住居番号
変更前	大阪市	□□区	○○町×丁目	×番	×号
変更後	△△区	-	□□○○町×丁目	×番	×号

例外1：淀川区・北区・中央区・天王寺区は現在の行政区名と同一となることから、西区については方位と混同されやすいことから、現在の行政区名を挿入しない

【適用例】

変更前の町名（現行）	整理前の町名（案）	整理後の町名（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・北区 池田町 ・中央区 安土町 ・西区 九条 	<ul style="list-style-type: none"> ・北区 北池田町 ・中央区 中央安土町 ・中央区 西九条 	<ul style="list-style-type: none"> ・北区 池田町 ・中央区 安土町 ・中央区 九条

例外2：行政区名と町名が連続する場合は、現在の行政区名を挿入しない（漢字表記も含む）

【適用例】

変更前の町名（現行）	整理前の町名（案）	整理後の町名（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・港区 港晴 ・住之江区 住之江 	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川区 港港晴 ・中央区 住之江住之江 	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川区 港晴 ・中央区 住之江